

商品券等の発行の適正化に関する行政評価・監視

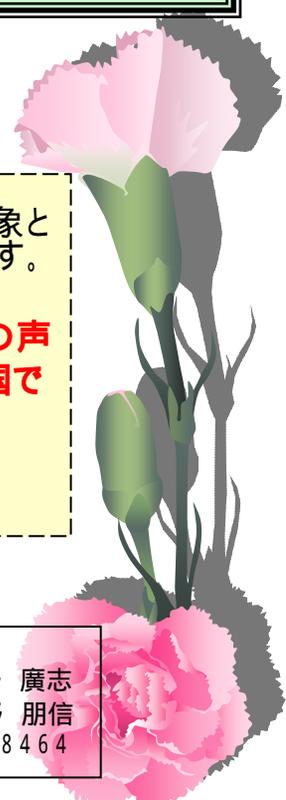
< 行政評価・監視結果に基づく所見表示 >

「行政評価・監視」は、東北管区行政評価局が行う行政改善活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として合規性・適正性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

この行政評価・監視は、商品券等に関わる各種制度の周知徹底などを求める**地域住民の声(行政相談)に基づいて**、東北管区行政評価局、山形行政評価事務所、福島行政評価事務所が**全国で初めて実施**したものです。

調査結果については、平成17年1月14日、東北財務局に対して所見表示したものです。

総務省東北管区行政評価局
第一部第2評価監視官 大野 廣志
(担当) 小澤 知明 平野 朋信
(電話) 022(262)8464



概略

背景

- 平成15年1月 山形県内の商工会
東北財務局の登録を受けず第三者発行型
商品券を発行
- 平成15年6月 山形県内のスーパーマーケット
が営業停止
県、市の消費生活センター等に相談が殺到
(山形県 約230件)
当局にも行政相談が寄せられた

前払式証票の規制等に関する法律
(平成元年法律第92号)

発行するとき・・・

- 第三者発行型商品券等の場合 **登録が必要**
- 自家発行型商品券等(基準日未使用残高700万円超)
の場合 **届出が必要**

発行業者(東北6県)

平成13年度 280件 → 平成15年度 271件

第三者型	239	第三者型	233
自家型	41	自家型	38

商品券等年間発行額 (東北6県)

平成13年度 275億円 → 平成15年度 258億円

第三者型	203	第三者型	194
自家型	72	自家型	64

所見表示事項

今回の行政評価・監視の結果、以下の点について改善すべき事項を所見表示

- 商品券等の発行に係る登録等の励行
- 商品券等発行業務の適正化
- 商品券等の所有者を対象とする商品券等
制度の啓発の推進

所見表示

東北財務局
平成17年1月14日

所見表示 1 商品券等の発行に係る登録等の励行

制度・仕組み

前払式証票の規制等に関する法律
(平成元年法律第92号)

第三者発行型商品券等の発行の業務は、**財務局長の登録**を受けた法人でなければ行ってはならない。(法第6条)

自家型発行者は、基準日未使用残高が700万円を超えるときは、**財務局長への届出**が必要(法第4条)

未使用残高とは：
購入者等が利用していない商品券等の総額

現状・実態

169人の行政相談委員から計235件の商品券の情報及び新聞折り込み広告、ウェブサイト等から当局が把握した情報

登録済や届出済等を除いた14件について、その発行状況を調査した結果、**東北財務局が実態を把握していない次の状況**

- ・ **東北財務局の登録を受けずに第三者発行型商品券の疑いのある商品券を発行** ……5発行者(宮城1、山形1、福島3)
27届出自家型発行者のうち、発行額が比較的多い10発行者の商品券等の使用範囲を調査した結果、**東北財務局が実態を把握していない次の状況**
- ・ **発行者の店舗に入居するテナントにおいても商品券が使用されており、第三者型発行者の疑いのあるもの** ……2発行者(福島2)

登録済や届出済等を除いた14件について、その発行状況を調査した結果、**東北財務局が実態を把握していない次の状況**

- ・ **未使用残高が届出基準額を超えている疑いがあるにもかかわらず、東北財務局への届出を行っていないもの** ……1発行者(福島)

これらの発行者は、登録、届出に関する法規制を十分に承知していなかった。

所見表示要旨

法令違反の疑いのある発行者に対し、その事実を確認の上、法令に基づく登録・届出などの適正な措置を講ぜさせること。

的確な情報の収集に努め、指導監督の適正化を図るとともに、制度の一層の周知徹底に努めること。

届出自家型発行者に対し、その商品券等が第三者発行型商品券等に該当することとなる事例等を示すなどにより、注意喚起を図ること。

所見表示2 商品券等発行業務の適正化

制度・仕組み

発行保証金の供託
商品券等の発行者は、基準日の未使用残高が**1000万円を超える場合は**、未使用残高(発行されたが、購入者等が利用していない商品券等の総額)の2分の1以上の額を**供託**しなければならない。(法第13条)

帳簿書類の作成・保存
商品券等の発行者は、金額の種類ごとの発行枚数、発行量及び回収量を記録した**管理帳**を作成し、**5年間保存**しなければならない。(法第16条)

発行状況報告書
発行状況報告書は、帳簿に基づいて**正確に**作成する必要がある。(法第17条)

現状・実態

宮城県、山形県、福島県の147発行者(宮城49、山形34、福島64)から42発行者(宮城13、山形15、福島14)を抽出
東北財務局が実態を把握していない次の状況

法人税基本通達上の処理と発行状況報告書における処理が同じであると誤解して未使用残高を算出したことにより、発行保証金の額が法定額を下回っている疑いがあるもの
…**3発行者(宮城1、山形1、福島1)**

管理帳や在庫枚数管理帳を作成していない疑いがあるもの
…**2発行者(山形1、福島1)**
管理帳や在庫枚数管理帳を5年間保存していない疑いがあるもの
…**3発行者(山形1、福島2)**

管理帳と発行状況報告書の発行額等に食い違いがみられるもの …**5発行者(宮城1、山形2、福島2)**
の結果、発行保証金の額が法定額を下回っている疑いがあるもの
…**1発行者(福島1)**

所見表示要旨

要改善事項があると認められた発行者に対し、その事実を確認の上、個別的改善指導の徹底を図ること。
発行状況報告書における未使用残高の取扱いは、法人税基本通達上の取扱いとは異なることの周知、発行状況報告書及びその基となる帳簿書類の適正な作成の確保に関し、一般的な指導の強化を図ること。

所見表示3 商品券等の所有者を対象とする商品券等制度の啓発の推進

- ・平成13年 百貨店(福島県)が破産
- ・平成15年 スーパーマーケット(山形県)が破産

発行保証金還付の有無や手続等についての相談(県、市の消費生活センター等)
約250件(福島県)、約230件(山形県)

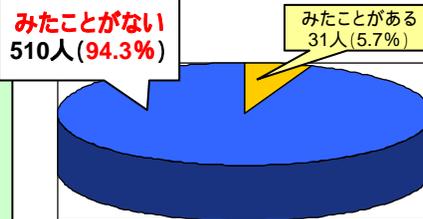
<発行保証金の還付>
発行者の破産等により商品券の利用ができなくなった場合、商品券等の所有者は供託している発行保証金を原資として、他の債権者に先立ち弁済を受けることができる。(法第14条)

商品券等に関する**制度の周知状況**についてアンケート調査
(557人にアンケートを実施
うち商品券等を使ったことがある者**541人**を対象)

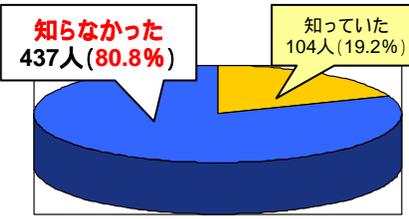
<東北財務局の周知状況>
・ホームページの「金融・証券」のサイトの中の「前払式証券を発行しようとする方へ」のページで発行保証金の供託制度や還付について解説

アンケート結果

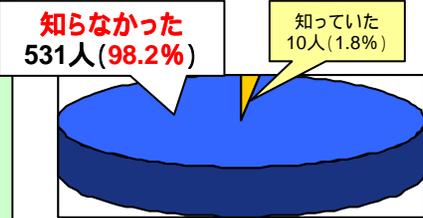
制度の広報の認識状況



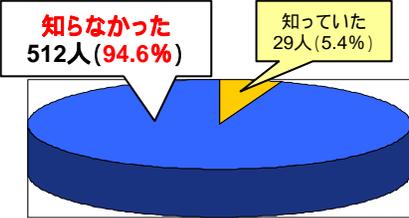
救済制度の周知状況



救済制度の対象とならない商品券



救済制度の手続を行う行政機関



商品券の所有者の権利に関する諸制度の周知は不十分
商品券等に対する消費者の信頼を確保する上で避けて通れない課題

所見表示要旨

管内において商品券等発行者の経営難などの緊急事態が生じた場合には、速やかに発行保証金を原資として払戻しが可能である旨の周知に努めること。
地域の消費生活センターなどの関係機関との連携を図りつつ、商品券等所有者の権利に関する制度の啓発資料の作成、配布などにより広報を推進すること。

(参考) 商品券等の規制の仕組み

商品券・ギフト券・プリペイドカードなど、前払いで購入する証票を総称して前払式証票(以下「商品券等」という。)といい、商品券等を発行する際には、商品券等の購入者等の利益を保護する観点から、前払式証票の規制等に関する法律(平成元年法律第92号)が適用される。

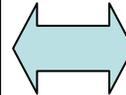
法律の規制を受ける商品券等

金額が記載され又は電磁的に記録されている証票(度数表示を含む)

商品券、文具券、テレホンカードなど
(法第2条第1項1号)

物品の数量が記載され又は電磁的に記録されている証票

ビール券、清酒券など
(法第2条第1項2号)



法律の規制を受けない商品券等

- ・乗車券、乗船券、航空券
- ・施設又は場所に係る入場券
映画、演劇、音楽、スポーツ等
- ・使用期間が6月以内に限定されている商品券等
(法第2条)

法律の規制が適用除外されている商品券等

- ・国又は地方公共団体が発行する商品券等
- ・特別の法律に基づいて設立された法人が発行する商品券等(ハイウェイカード等)
- ・一般の消費者が関わらない閉鎖的な範囲で発行・使用されているような商品券等(社員食堂券等)
- ・割賦販売法等によって、既に前受金の保全の措置が取られている商品券等(友の会買い物券等)
(法第3条)

(参考) 商品券等の発行形態

